

## 栃木県子ども総合科学館における飲食物等販売を行う使用許可事業者候補者募集要領

本要領は、栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課が実施する「栃木県子ども総合科学館における飲食物等販売を行う使用許可事業者候補者選定」に関し、必要な事項を定めるものである。

### 1 使用場所及び条件等

- (1) 使用場所 栃木県子ども総合科学館（栃木県宇都宮市西川田町567）
- (2) 条件 別添「栃木県子ども総合科学館における飲食物等販売に係る使用許可条件」（以下「使用許可条件」という。）のとおり
- (3) 対象期間(※) 令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日まで  
※施設の大規模改修に伴い、使用許可申請の除外期間を設けることがある。
- (4) 担当所属及び  
問い合わせ先 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20  
栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課  
電話 028-623-3075 FAX 028-623-2121  
電子メール seishonen@pref.tochigi.lg.jp

### 2 参加者の資格に関する事項

本募集に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 必要な営業許可を有し、飲食事業に3年以上の営業経験を持つ者であって、過去3年間に所管行政庁から食品衛生法（昭和22年法律第233号）による行政処分を受けていない者を出店予定者として確保できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号に該当しない者であること。
- (5) 地方公共団体等が管理する施設において類似の事業実績があり、確実に履行できる者であること。
- (6) その他使用許可条件に示す条件等を全て満たすことができること。

### 3 選定の手続に関する事項

#### (1) スケジュール

- ア 募集要領等の公表 令和6(2024)年3月7日(木)
- イ 募集内容等に関する質問受付期限 令和6(2024)年3月11日(月)17時必着
- ウ 質問に対する回答 令和6(2024)年3月13日(水)
- エ 使用許可事業者選定会 令和6(2024)年3月22日(金)10時～

#### (2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間：令和6(2024)年3月7日(木)～令和6(2024)年3月21日(木)  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで)
- イ 配布場所：上記1(4)の担当所属で配布するほか、要領及び様式は栃木県ホームページ(生活文化スポーツ部県民協働推進課)からダウンロードできる。  
※URL(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/kagakukann/r6insyokubutsutouhanbai.html>)

#### (3) 質問・回答及び現地見学

- ア 選定に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式3)により電子メール又はFAXにより提出すること。
  - (ア) 受付期間：公募開始日～令和6(2024)年3月11日(月)17時必着
  - (イ) 質疑方法：電子メール又はFAXにより、1(4)に提出すること。
  - (ウ) 回答期日：令和6(2024)年3月13日(水)
  - (エ) 回答方法：回答は栃木県ホームページ(3(2)イのURL)に掲載する。
- イ 現地見学を希望する場合は、電話により申し出ること。

#### (4) 選定の方法等

- ア 選定の日時 令和6(2024)年3月22日(金)10時00分から
- イ 選定の場所 栃木県庁本館8階会議室4(栃木県宇都宮市埜田1-1-20)
- ウ 選定の方法 くじ引き(順番付け)  
※応募者が1者の場合は、参加資格を確認の上、当該者を候補者とする。
- エ 提出書類 参加表明書(別記様式1)、確認書(別記様式2)、法人の履歴事項全部証明書(個人の場合は税務署に提出した開業届)、及び事業計画書(別記様式4)

#### オ 注意事項

- (ア) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (イ) 提出書類は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)に基づく情報公開請求の対象となり、開示することがある。
- (ウ) 提出書類の作成に係る費用等、本募集に参加に要する経費は全て参加者の負担とする。

(エ) 提出書類に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参加者が負う。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した提出書類に不備があった場合
- ウ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

4 使用許可の手続

(1) 使用許可の条件は、使用許可条件に記載された事項を基本とし、栃木県と候補者との協議により最終的に決定する。

なお、協議が整わなかった場合は、順番付けの次点者と協議を行うものとする。

(2) (1)の協議による決定後、候補者は、栃木県公有財産取扱規則（昭和52年栃木県規則第26号）に基づき使用許可申請を行うものとする。

5 決定の取消

次の場合には、決定を取り消すことがある。

- (1) 正当な理由がなく、県の指定する期日までに使用許可申請及び行為許可申請を行わなかった場合
- (2) 事業者の決定から使用許可の手続までの間に、資金事情の変化等により運営の履行が確実でないと栃木県が判断した場合
- (3) 著しく社会的信用を損なう等により、事業者として相応しくないと栃木県が判断した場合
- (4) 事業者が応募者としての資格を失った場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合